部長及び参事官　　県民発第264号
殿　　（総務、会計、情管）
所　属　長　　令和５年９月29日
５年保存（口訓）
本　部　長

高知県警察行政機関等匿名加工情報提供事務取扱要綱の制定について
（通達乙）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく公安委員会及び本部長に対する行政機関等匿名加工情報の提供に関する提案等の事務処理について、別添のとおり「高知県警察行政機関等匿名加工情報提供事務取扱要綱」を定め、令和５年10月１日から実施することとしたので、適正かつ効果的な運用に努められたい。

別添

# 高知県警察行政機関等匿名加工情報提供事務取扱要綱

第１　目的

この要綱は、高知県公安委員会及び高知県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第３号。以下「規則」という。）及び高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年県条例第34号。以下「条例」という。）の規定に基づく行政機関等匿名加工情報の提供に関する提案（以下「提案」という。）等に係る事務の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第２　準拠

提案の事務処理等については、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和４年個人情報保護委員会告示第１号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第３　用語の定義

法及び政令に定めるもののほか、この要綱において次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1)　提案窓口

行政機関等匿名加工情報の提供に関する相談及び案内並びに提案の募集及び受付を行うための窓口をいう。

(2)　業務主管課

提案に係る個人情報ファイルを保有し、又は個人情報ファイル簿に係る事務を所管する県本部の課（科捜研、免許センター、交機隊、高速隊、機動隊及び警察学校を含む。）をいう。

第４　体制等

１　提案窓口の場所

県本部県民支援相談課（以下「県民支援相談課」という。）に、行政機関等匿名加工情報の提供に関する相談及び案内並びに提案の募集及び受付を行う窓口を置くものとする。

２　窓口の開設時間

高知県の休日を定める条例（平成元年県条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までとする。

3　各課の事務内容

(1)　県民支援相談課が行う事務

ア　行政機関等匿名加工情報の提供についての相談及び案内に関すること。

イ　提案の募集及び受付に関すること。

ウ　手数料の納付に関すること。

エ　行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務についての連絡調整に関すること。

オ　行政機関等匿名加工情報の提供の実施に関すること。

カ　その他行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務の総括に関すること。

(2)　業務主管課が行う事務

ア　提案の審査に関すること。

イ　提案をした者（以下「提案者」という。）への通知に関すること（手数料の算定を含む。）。

ウ　行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結に関すること。

エ　行政機関等匿名加工情報の作成に関すること。

オ　行政機関等匿名加工情報の提供の実施の準備及び立会い等に関すること。

第５　相談及び案内

県民支援相談課は、提案を行いたい旨の相談等があった場合は、手続等について説明を行うものとし、業務主管課の担当者その他適切な者の立会い及び助言を求めることができるものとする。この場合において、再度の問合せや事後の提案に備え、応対の経緯等について必要に応じて応接記録を作成するものとする。

第６　提案の募集

県民支援相談課は、法第111条及び規則第53条第１項の規定により、法第110条各号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載した個人情報ファイルについて、毎年度１回以上、募集の開始の日から30日以上の期間を定めて、高知県警察ホームページに募集要綱を掲載することにより、提案の募集を行うものとする。

第７　提案の受付等

1　受付時の確認事項

提案書（法第112条第２項に規定する書面をいう。以下同じ。）の受付時における主要な確認事項は、次のとおりとする。

(1)　募集期間内に行われた提案であるかどうか。
(2)　募集の対象となる個人情報ファイルに係る提案であるかどうか。
(3)　提案書は、規則別記様式第７を用いているかどうか。
(4)　提案書は、法第112条第２項及び規則第54条第３項に規定する事項について不備がないかどうか。
(5)　法第112条第３項及び規則第54条第４項の規定により提案書に添付しなければならない書類に不備がないかどうか。
(6)　代理人による提案の場合は、規則第54条第２項の規定による当該代理人の権限を証する書面の添付がされているかどうか。

２　確認に当たっての留意事項

(1)　募集の対象となる個人情報ファイルに係る提案に該当しない場合の処理

提案に係る個人情報ファイルが、募集の対象に該当しない旨を教示するなど、適切な情報提供に努めるものとする。

(2)　電話又は口頭等による提案への対応

提案は、法第112条第２項の規定により書面の提出によるとされており、電話又は口頭等による提案は認められない旨を教示するなど、適切な情報提供に努めるものとする。

(3)　訂正の求め

規則第54条第７項の規定により、提案書に必要事項が記載されていない場合、必要な添付書類が揃っていない場合その他の提案に形式的な不備がある場合は、受付時に訂正を求めるものとする。ただし、提案書及び添付書類（以下「提案書類」という。）が送付された場合その他受付時に訂正を求めることができない場合は、県民支援相談課において提案者又はその代理人（以下「提案者等」という。）と連絡を取り、訂正を求めるものとする。

３　提案の受付

提案に形式的な不備がない場合は受付をし、提案に形式的な不備がある場合には提案者等に訂正させた上で受付をするものとする。

４　提案書類の業務主管課への配布

３により受付をした提案書類は、業務主管課に配布するとともに、県民支援相談課において写しを保管するものとする。

第８　提案の審査及び審査結果の通知等

１　提案の審査

業務主管課は、提案書類を受け取った場合は、当該提案が次に掲げる基準（以下「審査基準」という。）に適合するかどうか法第114条第１項の規定

による審査を行うものとする。この場合において、提案書類の記載が不十分である等の理由により十分な審査ができないと認めるときは、提案者等と連絡を取り規則第54条第７項の規定により説明又は訂正を求めるものとする。

(1)　欠格事由

提案者が法第113条各号に定める欠格事由に該当しないことを規則別記様式第８による誓約書等により確認すること。

(2)　行政機関等匿名加工情報の本人の数

行政機関等匿名加工情報の本人の数が規則第56条で定める数（1,000人）以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であることを確認すること。

なお、提案に係る個人情報ファイルを構成する本人の数は、原則として募集期間終了時における数を確認するものとする。

(3)　行政機関等匿名加工情報を作成するための加工方法

当該提案に係る加工方法が規則第62条各号に掲げる基準に照らして適切なものであることを確認すること。

なお、確認に当たっては、提案書から個人情報ファイルに含まれる保有個人情報の加工方法が明確に特定できることが必要であり、不明な点や曖昧な点については、提案者等に対して説明又は訂正を求め、提案者等との間で認識に相違が生じないように留意すること。

(4)　行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業の目的及び内容

提案書に記載の事業が、新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを確認すること。この場合において、提案書に記載されている事業内容及び添付書類等に鑑みて、事業の目的及び内容が反社会的なものであると認められる場合、興味本位の提案であると認められる場合その他の提案に係る行政機関等匿名加工情報を利用する必要性が著しく乏しいと認められる場合は、基準に適合しないものとする。

なお、事業の直接的な目的が提案者の利益に資するものであっても、事業活動を通じて、当該事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資すると認められる場合は、基準に適合し得るものとする。

(5)　行政機関等匿名加工情報の利用期間

提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用期間が、利用目的、利用方法、事業内容等からみて必要な期間であることを事業計画等により確認する。

なお、利用期間は、法第118条第１項後段の規定により実質的に延長を

することができる場合があることに留意すること。

(6)　行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法並びに安全管理の措置

提案書に記載の行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法並びに提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであることを確認すること。

なお、行政機関等匿名加工情報の提供を受けた者においては、当該行政機関等匿名加工情報を法第２条第６項に規定する匿名加工情報として取り扱うことから、当該匿名加工情報について、法第45条の規定により本人識別行為が禁止されるほか、法第46条の規定により安全管理のために必要かつ適切な措置等が必要とされることに留意すること。

(7)　実施機関の事務の遂行に著しい支障を及ぼさない範囲での作成の可否

規則第58条に規定する基準の範囲で当該行政機関等匿名加工情報を作成することができるかどうかを確認すること。

なお、次に掲げる場合は、著しい支障を及ぼすものと判断すること。

ア　行政機関等匿名加工情報の作成業務を受託する民間事業者がなく、実施機関自らが作成するとなると事務の遂行に著しい支障が及ぶ場合

イ　記録情報の一部が紙媒体で記録・保存されている個人情報ファイルであって、電子計算機処理されていない部分を含めて加工する必要があり、かつ、当該電子計算機処理されていない部分を専ら加工可能な状態にする作業に要する時間が膨大となる場合

ウ　抽出するデータ量が一定量を超えるとシステムを停止しなければならない情報システムで管理運用している個人情報ファイルであって、相当の時間にわたってシステムの運用を停止しなければ行政機関等匿名加工情報を作成できない場合

２　手数料の額

(1)　手数料の額の算定方法

ア　手数料の額の算定

業務主管課は、審査の結果、提案が審査基準に適合すると認めるときは、条例第８条第１項の規定により次に掲げる額の合計額により、手数料の額を算定すること。

(ｱ)　基本事務に対応する額

行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務を遂行するために必要となる提案の審査や審査結果の通知、契約の締結、成果物たる行政機

関等匿名加工情報の提供など基本事務に対応する手数料の額とし、提案１件当たり21,000円とする。

(ｲ)　行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間に応じた額

行政機関等匿名加工情報を作成するに当たって行う個人情報ファイルを管理運用している情報システムからのデータ抽出方法の設計及びデータ抽出の実行、加工のためのプログラムの設計及び加工処理の実行若しくは成果物の検査等の作業に必要とされると見積もった時間１時間までごとに3,950円を乗じて得た額とする。

(ｳ)　作成委託をする場合の額

行政機関等匿名加工情報の作成に当たり、その作成を事業者に委託する場合、当該委託先に対して支払う額とする。

なお、作成委託をする場合であっても、当該委託のための文書の起案・決裁等の委託手続をするために生じる事務に必要な時間等については(ｲ)に含まれるものとして算定すること。

イ　算定に当たっての留意事項

提案者に手数料の額を通知し、納付された後は、実際の処理に要した時間が事前に算定した時間と相違する場合であっても差額の還付又は請求は行わないこととするため、正確な手数料の算定を行うこと。ただし、提案者に通知した手数料の額に形式的な誤りが判明した場合はこの限りでない。

(2)　手数料の納付方法等

手数料の納付方法は、高知県会計規則（平成４年県規則第２号）第27条第１項に規定する納入通知書（以下「納入通知書」という。）による納付とする。

３　審査結果の通知

(1)　審査基準に適合する場合

業務主管課は、審査の結果、提案が審査基準の全てに適合すると認めるときは、規則別記様式第９により作成した審査結果通知書を用いて、規則第59条第２項の規定により次に掲げる事項を県民支援相談課を経由して、法第114条第２項の規定により提案者に通知するものとする。

ア　法第115条の規定により実施機関との間で提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨

イ　行政機関等匿名加工情報の利用に係る必要書類の提出期限

ウ　納付すべき手数料の額

エ　手数料の納付方法

オ　手数料の納付期限

カ　行政機関等匿名加工情報の提供の方法

キ　その他必要な事項

(2)　(1)の場合の送付書類

規則第59条第１項の規定により、(1)の審査結果通知書には、規則別記様式第10により作成した行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書（以下「申込書」という。）、２通の行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書（以下「契約書」という。）及び手数料の納付に係る納入通知書を併せて同封するものとする。

(3)　審査基準に適合しない場合

業務主管課は、審査の結果、提案が審査基準のいずれかに適合しないと認めるときは、規則別記様式第11により作成した審査結果通知書を用いて、法第114条第３項の規定により理由を付してその旨を県民支援相談課を経由して提案者に通知するものとする。

なお、当該提案が審査基準に適合しない理由については、どの審査基準について、どのような理由から適合しないと認めると判断したかを可能な限り具体的に記載するものとする。

第９　契約の締結

県民支援相談課は、審査基準に適合する旨の通知を受けた提案者（以下「契約者」という。）又はその代理人から申込書及び契約書が送付されたときは、手数料が納付されたことを確認した後、これを業務主管課に送付するものとする。

業務主管課は、送付を受けた契約書２通に記名押印し、うち１通を県民支援相談課を経由して契約者又はその代理人に送付するとともに、残りの１通を申込書とともに保管するものとする。

第10　行政機関等匿名加工情報の作成及び行政機関等匿名加工情報等の安全確保の措置等

１　行政機関等匿名加工情報の作成

(1)　行政機関等匿名加工情報の作成

業務主管課は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結後、契約書に記載された行政機関等匿名加工情報の内容及び仕様等に基づき、行政機関等匿名加工情報を作成するものとする。この場合において、作成等に当たり不明な点等が生じた場合は、契約者又はその代理人に確認するなど、適切に対応すること。また、行政機関等匿名加工情報の作成に当たっては、特定の個人を識別できないように、かつ、その作成に用いる個人

情報を復元できないようにするために、規則第62条各号に定める基準に従って個人情報を加工するとともに、作成した行政機関等匿名加工情報については、契約者又はその代理人に提供する前に、適正に加工されていることを確認すること。

(2)　作成を委託する場合の留意事項

ア　委託先との契約

行政機関等匿名加工情報の作成を事業者に委託する場合は、契約者に審査結果を通知する前に委託先に対して委託料の見積額を算定させた上で当該見積額を精査しなければならないが、審査結果を通知する際は、契約の締結が確定的でないことから、委託先との間において契約者との利用契約の締結を停止条件とする委託契約を締結しなければならない。この場合において、委託先の選定に当たっては、条件付の契約となることを十分周知し、当該委託契約が契約者との利用契約締結を停止条件として発効する旨を委託契約書で明らかにしておくこと。

イ　安全確保の措置

行政機関等匿名加工情報の作成を委託する場合の事務処理は、保有個人情報の取扱いに係る業務を委託する場合の事務処理に準じて取り扱うものとし、高知県個人情報安全管理基本方針（令和５年４月策定)、「高知県警察における個人情報管理要綱の制定について（通達甲)」（令和５年３月31日県民発第91号）等に従い、委託契約に秘密保持、再委託の制限等を明記するとともに、委託先における管理体制及び実施体制に関する事項等を書面で確認するなど、適切な措置を講じるものとする。

２　行政機関等匿名加工情報等の安全確保の措置等

(1)　安全確保の措置

法第121条第２項及び第３項の規定により、作成した行政機関等匿名加工情報、作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに加工の方法に関する情報については、高知県個人情報安全管理基本方針等の定めに従い、適切に取り扱うこと。

(2)　職員等の責務

法第122条の規定により、行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する職員等は、業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第11　行政機関等匿名加工情報の提供及び提供後の監督

１　行政機関等匿名加工情報の提供

業務主管課は、行政機関等匿名加工情報を作成した場合、提案書に記載の

方法に従って、県民支援相談課を経由して速やかに契約者又はその代理人に提供するものとする。この場合において、県民支援相談課は、業務主管課の担当者その他適切な者の立会い及び契約者又はその代理人への説明を求めることができるものとする。

2　提供後の監督

(1)　提供内容の変更

業務主管課は、行政機関等匿名加工情報の提供後に、契約者又はその代理人から提案書の記載事項等について、変更が生じた旨の連絡を受けた場合、次のとおり対応するものとする。

ア　事業の変更とまで言えないもの

人事異動等により行政機関等匿名加工情報の取扱いに従事する者等に変更が生じた場合等、事業の変更とまで言えない軽微な変更については、直ちに当該記載事項に変更が生じた旨を書面により届け出るよう教示すること。

イ　事業の変更に当たるもの

利用期間の延長、利用目的の追加・変更等、事業内容の変更に当たるものについては、法第118条第１項後段の規定により、事業の変更に係る提案を行わせること。

(2)　契約の解除

業務主管課は、契約を締結した者が次のいずれかの事由に該当するとき又は当該契約で定める解除事由に該当するときは、契約を解除することができるものとする。

ア　偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき

イ　法第113条各号に定める欠格事由に該当することとなったとき

ウ　当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき

第12　作成された行政機関等匿名加工情報に係る提案等

提案者以外の者が、作成された行政機関等匿名加工情報の提供を希望し、又は既に行政機関等匿名加工情報の提供を受けた者が、提案書に記載した行政機関等匿名加工情報の利用の目的の変更、利用期間の延長その他の提案書に記載した事業の変更を希望する場合において、法第118条第１項に基づく提案が行われたときの手続については、第６から第10まで（第８の１(2)及び(3)を除く。）を準用する。

なお、提案者以外の者が、作成された行政機関等匿名加工情報の提供に係る契約を締結する場合に納付すべき提案１件当たりの手数料の額は、提案者の手数料と同一の額となり、既に行政機関等匿名加工情報の提供を受けた者

が、事業の変更に係る契約を締結する場合に納付すべき提案１件当たりの手数料の額は、条例第８条第２項第２号の規定により12,600円とする。この場合において、提案書については規則別記様式第12を、審査基準に適合する場合の審査結果通知書については規則別記様式第13を、審査基準に適合しない場合の審査結果通知書については規則別記様式第14をそれぞれ用いること。

第13　その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。